

第2次片品村教育振興基本計画〔後期〕

— 「かたしなの教育」 —



【片品小学校運動会】

令和 8 年 3 月

片 品 村

片品村教育委員会

目 次

総 論

はじめに	1
片品村教育振興基本計画のイメージ図	4

各 論

基本施策と取組の柱	5
第1 「安心・安全に学べる環境」をつくる	6
第2 「確かな学力」を身に付ける	9
第3 「豊かな心」を育てる	13
第4 「健やかな体」をつくる	17
第5 「ふるさと片品を愛する心」を育てる	21
第6 「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める	23

はじめに

1 「教育振興基本計画」とは

平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに改正されました。

これまでの普遍的な教育の理念である「人格の完成」や「個人の尊厳」に加えて、新たに教育の目標が明記され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。

近年、我が国の教育を取り巻く環境は大きく変化しています。少子化と人口減少により、地域の学校や家庭・地域社会の在り方が問われる中で、教員の多忙化や働き方改革の推進、GIGAスクール構想による一人一台端末の活用など、教育現場の構造的な変化が進んでいます。また、知識や技能の習得だけでなく、心身の健康や幸福感を重視する「ウェルビーイング」の考え方が広がりつつあります。加えて、子ども自身が自らの学びを主体的に選択・創造し、より良い人生や社会に向けて行動していく「エージェンシー（主体性・自己決定・協働的な実践力）」の育成が、これからの教育において重要な視点となっています。一人一人が学びの当事者として、自分の力で未来を切り開く力を育むことが求められています。

これらの社会的・技術的变化を踏まえ、教育の果たすべき役割は、学びの質の向上とともに、すべての子どもが安心して豊かに生きる力を育むことへと広がっています。

我が国の目指す教育の姿は、その人間像から見ると次の三つにまとめられます。

- ・ 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
- ・ 公共の精神を尊び、国家社会の形成に主体的に参画する国民の育成
- ・ 我が国の伝統と文化を基礎として国際社会に生きる日本人の育成

片品村では、国や県を参考にしながら目指す教育の姿と実現のための基本施策を明らかにして、そのための取組をまとめた「片品村教育振興基本計画」の前期5年分を平成23年3月に策定し、平成28年3月に後期5年分を策定し、「第2次片品村教育振興基本計画」の前期5年分を令和3年3月に策定し、令和8年3月に後期5年分を策定することになりました。

2 これからの教育に求められる「生きる力」

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での基盤として、飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」と言われています。

現代の社会は、アイデアなどの知識そのものや人材をめぐる国際競争力が加速し、異なる文化・文明との共存や国際競争力の必要性が増大しています。

このような変化の激しい社会の中で生き抜いていくには、常に基礎的・基本的な知識・技能の習得と更新に努め、課題を見出し解決するための思考力・判断力・表現力を養うこと、そのために生涯にわたって学び続けることが求められています。

また、世界の国々と我が国が持続可能な発展を遂げていくために「共存・協力」していくことが必要です。環境の保全、経済の開発、社会の発展など、将来に生きる世代の欲求を満たしながら現在の人々の欲求も満足させていくことが欠かせません。

そして、自分自身との対話を重ねながら、他の人や集団、社会と関わり、自然や環境と共に生きていく積極的な「開かれた個」を育てること、さらに、共存のために国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けていくことが求められています。

学校教育の内容を定めた学習指導要領には、こうした変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力として「生きる力」を育むことが掲げられています。この生きる力とは、

第一は、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することで様々な問題に積極的に対応し、解決していくための「確かな学力」を育むこと。

第二は、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」を育むこと。

そして第三は、たくましく生きていくための「健康や体力」を育むことです。

これは、成人に対しても社会を生き抜いていくために必要な力として、「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」（人間力）を身に付けていくことが求められています。

その基本は、一人一人の学び続ける姿勢です。学校教育の基礎の上に、各人が多様な場所や方法で学習し、職業生活やその他社会における活動において、学習の成果を発揮できるような社会を目指し、学びの内容と機会の充実、成果を生かせる環境づくりが望まれています。

また、社会教育の視点では、生活様式の都市化、核家族化、高齢化等による地域社会の変化、少子化等に伴う家庭の変化、物質的な豊かさで価値観の多様化が進む中、人間形成の基礎が培われる家庭や地域の教育力を回復していくことが益々求められています。

このため、社会全体の教育力向上に向けて、学校・家庭・地域が連携・協力し、それぞれの教育的機能を生かした仕組みづくりを進め、家庭教育支援や地域の教育力向上に積極的に取り組んでいくことが大事です。

片品村には、昔から先人たちを敬い人々のつながりを大事にしながら、地域の伝統と文化を継承するよき風土があります。今後も、地域が人を育てる仕組みを大切にして、自ら学び互いを高め合う、心豊かな人間性を育む村づくりを進めていきます。

3 片品村が目指す教育の姿

片品村は、この「生きる力」を育むため、学校教育と社会教育に共通の目指す姿として、従前からの教育理念である「楽しく学び、明るく鍛えあい、豊かな心を育む 片品教育」を掲げることにしました。

これは、物事を理解する手段を獲得するために「知ることを学ぶ」こと、自己が置かれた環境の中で創造的に行動するために「為すことを学ぶ」こと、社会の営みに参画し協力するために「(他者と)共に生きることを学ぶ」こと、この三つの学びから導き出される「人間として生きることを学ぶ」ことを目指しています。

「第2次片品村教育振興基本計画」は、この目指す姿を実現するために六つの基本施策を前計画から継承しました。

(1)「安心・安全に学べる環境」をつくること

学校は、子どもたちが安心・安全に学べる場所でなければなりません。保育所から小学校、小学校から中学校へと円滑につながり、学校と家庭が連携して一人一人の成長を見守り、それぞれの知・徳・体を育むために個に応じたきめ細やかな教育的支援を行っていきます。

また、子どもの数が減り続け、子どもたちにとって望ましい学校環境を整備するため、将来の新しい学校施設の在り方を検討します。

(2) 「確かな学力」を身に付けること

基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら思考・判断し、表現する力を育てていくには、何よりも自ら学ぶ意欲が欠かせません。そして日常の学習活動で、自分の考えを持ち、多様な意見や考えとの交流を通して、自らの思考力や判断力、表現力を高めしていく必要があります。

そのために、質の高い授業を目指すための教師の指導力向上、学級人数の適正規模の検討など、学校における学習環境を向上させる取組を進めます。

(3) 「豊かな心」を育てること

豊かな人間性を養うには、学校における道德教育はもとより、大人も含めて一人一人の人格を尊重するための人権教育を推進することが欠かせません。

そのため、家庭や地域でも人権の理解を深め、協力して取組を進めます。

(4) 「健やかな体」をつくること

健康な体づくりは、活動への理解と実行が伴わないと効果を上げることはできません。

学校教育と社会教育がそれぞれの特徴や役割を活かしながら、連携・協力して村民に働きかけていきます。

(5) 「ふるさと片品を愛する心」を育てること

ふるさとの良さを実感するのは、離れて暮らす時に初めて気づくことが多々あります。片品の魅力は、豊かな自然とともに生きる人々の温もりと人とのつながりだと言えます。地域の伝統や文化、歴史や暮らしを学ぶことにより、ふるさと片品を愛する心を育てます。

(6) 「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進めること

本村の社会教育活動は、先人たちが厳しい生活環境の中で互いに助け合い協力しながら、様々な活動を通して心豊かな暮らしを築いてきた長い歴史があり、人とのつながりを大切にしてきたよき風土があります。他に誇れる伝統を生かした活動を継続します。

4 第2次片品村教育振興基本計画の推進

(1) 計画の推進

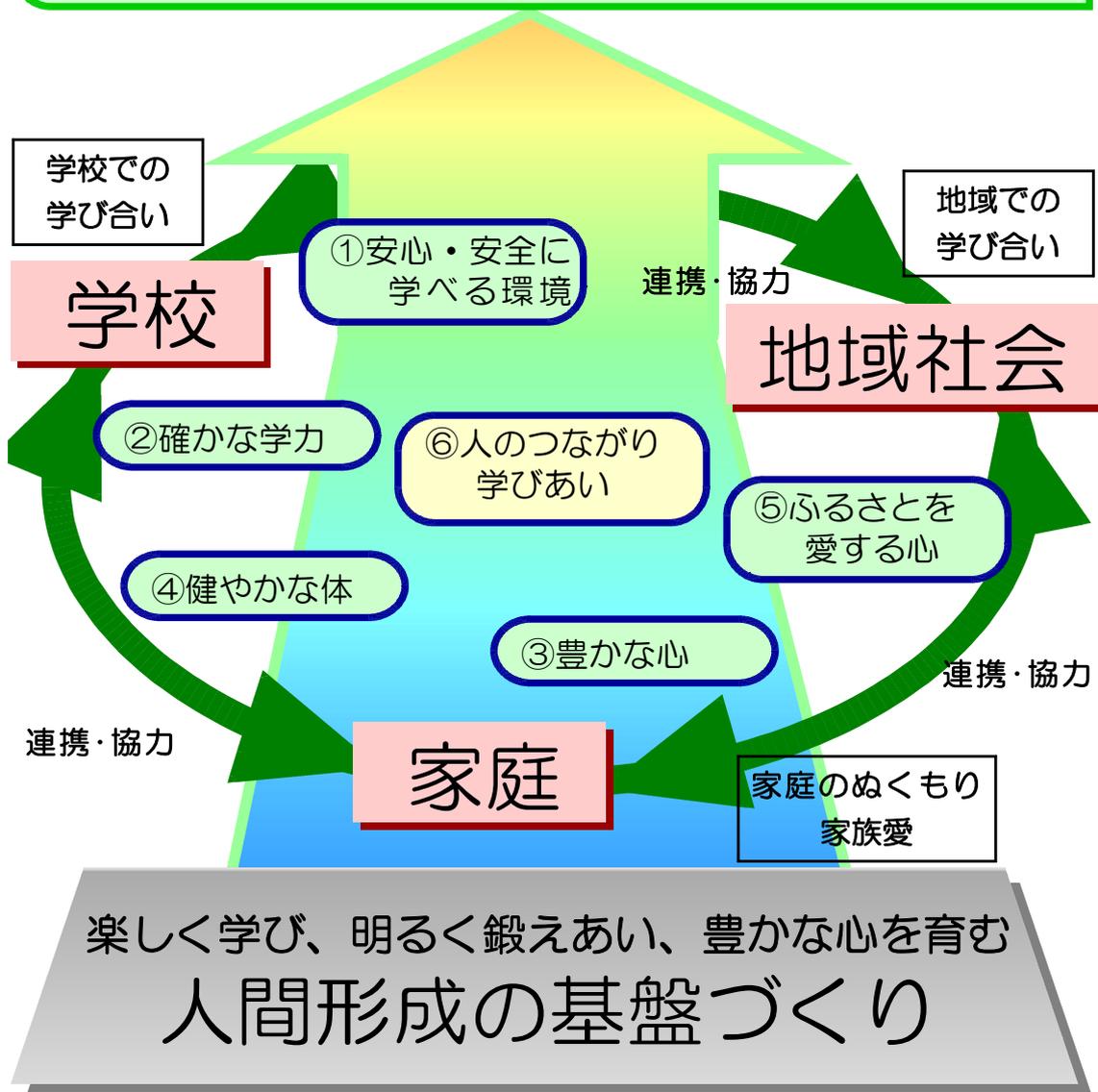
この計画を効果的かつ着実に実施するために、事業の効果や課題等を1年毎に点検・評価し、その結果を公表し次年度の取組に反映していきます。

この結果は、「片品村教育委員会の点検・評価」として公表していきます。

楽しく学び、明るく鍛えあい、豊かな心を育む 片品教育

- ・物事を理解する手段を獲得するために、「知ることを学ぶ」こと
- ・自己が置かれた環境の中で創造的に行動するために、「為すことを学ぶ」こと
- ・社会の営みに参画し協力するために、「(他者と)共に生きることを学ぶ」こと
- ・この三つの学びから導き出される、「人間として生きることを学ぶ」こと

片品の教育力の向上



基本施策と取組の柱

基本施策	取組の柱・取組
第1「安心・安全に学べる環境」をつくる	(1)心穏やかに学べる環境をつくる
	取組 1 幼保・小・中の一貫性のある教育を実現する
	取組 2 個に応じた教育的支援を実施する
	(2)人と環境にやさしい学校をつくる
	取組 3 子どもたちの安全を確保する
第2「確かな学力」を身に付ける	(1)基礎・基本を身に付ける
	取組 4 質の高い学習指導を推進する
	取組 5 学校力の向上を推進する
	(2)学ぶ意欲を高める
	取組 6 読書環境を豊かにする
	取組 7 地域と連携した学校づくりを推進する
第3「豊かな心」を育てる	(1)豊かな人間性を養う
	取組 8 道徳教育を推進する
	取組 9 人権教育を推進する
	(2)学校と家庭・地域が協力して取り組む
	取組10 家庭教育を支援する
	取組11 豊かな体験活動の充実を図る
第4「健やかな体」をつくる	(1)健康な体をつくる
	取組12 健康・体力づくりを推進する
	取組13 地域の特長を活かした食育を推進する
	(2)スポーツを振興する
	取組14 スポーツへの関心を高め活動を推進する
	取組15 公共体育施設の有効利用を図る
第5「ふるさと片品を愛する心」を育てる	取組16 地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する
	取組17 豊かな自然を活かした環境教育を推進する
第6「人のつながりを大切にした学びあい」を進める	取組18 子どもたちの居場所づくりの充実を図る
	取組19 文化・芸術活動を推進する
	取組20 生涯学習を推進する

第1「安心・安全に学べる環境」をつくる

第1-(1) 心穏やかに学べる環境をつくる

取組 1 幼保・小・中の一貫性のある教育を実現する

○現状と課題

- 小学校、中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子どもたちに必要な資質、能力を確実に育むことを目指し、小中学校間の連携の取り組みの充実が求められます。
- 就学前の教育は保育所が行っており、小学校との連携の機会が限られています。
- 子どもたちに、将来の夢や目標を持たせることや、個々の子どもたちが自分に自信を持ちのびのびと活動できる環境をつくるのが課題であると考えられます。

○取組の方向

- 幼児の段階から、よりよい生活習慣を身につけ、スムーズに就学できるよう、保育所と小学校との連携を推進します。
- 一人一人の子どもが、それぞれの夢や目標を持ち、自信を持って活動できるように小学校と中学校で子どもたちのようすを情報交換するとともに、9年間の発達段階を見通した計画的な活動や指導体制を充実させます。
- GIGAスクール構想による1人1台端末を活用したICT教育の推進。

○事業の概要

- 関係機関による連携体制の充実
保育所・小学校・中学校での子どもたちのようすや、保育士・教職員の取組の状況を互いに共有できる場をつくり、それぞれの教育に生かせるようにします。
- 児童生徒が自信と夢を持てる教育の推進
小学校と中学校とで教育課程の編成における連携について検討します。

第1「安心・安全に学べる環境」をつくる

第1-(1) 心穏やかに学べる環境をつくる

取組 2 個に応じた教育的支援を実施する

○現状と課題

- 少子化の影響で遊びや体験を通して人間関係を学ぶ機会が減少しています。
また、不登校やいじめ等の悩みを持っている子どもたちや保護者への、教育相談等の支援体制は十分とはいえない状況にあります。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、子どもにとってよりよい学習環境を準備するようにしていますが、組織的な取組等十分とはいえない状況にあります。

○取組の方向

- 児童生徒一人一人の実態に即した、組織的な指導・支援の充実を図るために、特別支援教育コーディネーターを中心に校内教育支援委員会の活性化を図ります。
- 通級指導教室の更なる質的向上を目指すとともに、保護者への周知を含め共通理解を深めながら特別支援教育を推進していきます。
- 悩みを持っている子どもたちや保護者に対応するため、学校の体制を整えるとともに、必要に応じて学校以外でも相談できる体制づくりを推進します。

○事業の概要

- 保育所・小学校支援部会の開催
子どものようすを情報交換し、早く適切な支援ができるようにします。
- 教育相談の充実
悩みを持つ子どもや保護者が、学校以外で相談できる場をつくれます。

第1「安心・安全に学べる環境」をつくる

第1-(2) 人と環境にやさしい学校をつくる

取組 3 子どもたちの安全を確保する

○現状と課題

- 学校では、子どもたちの安全を確保するため、避難訓練をはじめとして、安全に対する意識を高める活動を実施しています。
また、危機管理マニュアルを作成し、万が一に備えた連絡体制の整備を行っています。
- 学校施設や設備の定期的な安全点検を実施するとともに、不備がある場合には早期に対応・改善できるようにしています。

○取組の方向

- 子どもたちへの安全教育と学校における危機管理の向上を図ります。
- 学校の施設・設備の計画的な整備と、日常の安全点検および危険箇所への早期対応を推進します。
- 学校・家庭・地域・各団体と連携を図り、スクールバスでの登下校時や夜間等の子どもたちの安全確保に努めます。

○事業の概要

- 安全教育の推進
火災・地震・不審者等に対応した避難訓練を行うとともに、日常の学校生活における自他の安全への意識を高めるようにします。
- 安全点検の徹底
学校施設の安全点検の徹底と、危険箇所への早期対応を実施します。
- 登下校時や夜間等の安全確保
学校や団体等の防犯パトロール等の取組を支援します。
スクールバスによる児童生徒の送迎時の安全確保に努めます。

第2「確かな学力」を身に付ける

第2-（1）基礎・基本を身に付ける

取組 4 質の高い学習指導を推進する

○現状と課題

- 全国学力学習状況調査の結果を踏まえた学校課題を特定し、指導改善に向けた取組を進める。
- 小規模校で子どもの人数が少ないがために、子どもどうしの切磋琢磨、多様なものの見方・考え方に触れる機会が少なくなっています。
- 自ら考え・まとめ・伝える力と豊かなコミュニケーション能力の育成が必要です。

○取組の方向

- すべての子どもたちが、楽しく満足のいく学習活動が行えるよう、一人一人を大切にしたきめ細かな指導体制の充実を図ります。
- 各教科や総合的な学習の時間において、自分の考えを表現したり問題を解決したりするなどの学習活動を工夫して取り入れていきます。

○事業の概要

- 学校評価アンケート調査と標準学力検査(CDT、CRT、NRT)の活用
学校評価アンケート調査と標準学力検査を継続実施して、その結果・傾向等を各学校で分析し、具体的な授業改善に役立てます。
- 保育所・小学校・中学校間の連携の強化
一人一人の子どもの学習や活動履歴の継続的な記録を活用した指導を行います。
- 思考力・表現力の育成
各教科や総合的な学習の時間の指導法の改善と工夫を推進します。
- ICT端末の利用
情報活用能力の育成及びデジタルならではの学習を充実させます。

第2「確かな学力」を身に付ける

第2-(1) 基礎・基本を身に付ける

取組 5 学校力の向上を図る

○現状と課題

- 学校では、学校力・教師力の向上を目的とした研修に努めています。
また、外部講師を迎えての校内研修も実施しています。
- 若い教職員が多く活気があるが、経験年数が短いために教師力向上のための研修が必要です。

○取組の方向

- 学校は教師力の向上に努めるとともに、その取組を評価・改善し、学校力の向上に努めます。
- 教育委員会は、教師力の向上のための研修等の取組を積極的に支援します。
また、校内研修の充実に向け、外部講師の派遣を行います。

○事業の概要

- 県教委主催の研修会等への教職員の参加
総合教育センターや利根教育事務所の研修に参加したり、指導主事の派遣を要請しアドバイスを受けるなどして、教師の指導力の向上を図ります。
- 学校での校内研修の活動の充実
校内研修の充実に向け、外部講師派遣等の支援をします。
非常勤講師も校内研修に参加できるよう支援します。

第2「確かな学力」を身に付ける

第2-(2) 学ぶ意欲を高める

取組 6 読書環境を豊かにする

○現状と課題

- 片品村では、標準図書冊数の50%を更新する図書充実5カ年計画を策定し、図書の充実に努めています。
- 学校では、図書の充実と、家庭との連携による読書の推進や、読書に興味を持たせ、豊かな心を育てるための読み聞かせ活動などに取り組んでいます。
- 尾瀬じどうかん図書室の状況
令和7年度の蔵書数は7,729冊です。
貸出方式(ブラウン式)を平成27年度より導入しています。
- 言語能力を伸ばすためには、読書の機会の充実が必要ですが、その環境はまだ十分とはいえません。
- 子どもたちや地域住民が、よりいっそう読書に親しむことができるような取組が求められます。

○取組の方向

- 子どもたちの言語活動の充実と豊かな情操の育成をめざし、学校・家庭・地域の連携による読書活動の広がりを推進します。
- 図書室の図書を充実させるとともに、成人者の利用の促進を図れるよう開館日や開館時間を検討します。
- 県立図書館と連携し、読書環境の充実を図ります。

○事業の概要

- 学校での読書教育の推進
学校では、子どもたちがより多く読書に親しめるように、図書室のあり方や読書の時間や読み聞かせなどの工夫をします。
- 尾瀬じどうかん図書室の利用促進
図書の充実を図るとともに、開館日・開館時間の検討や広報によるPR活動等を実施します。

第2「確かな学力」を身に付ける

第2-(2) 学ぶ意欲を高める

取組 7 地域と連携した学校づくりを推進する

○現状と課題

- 学校では、PTAや学校支援組織(学校支援センター、地域学校協働本部)の協力のもと、地域の教育力を活かした学校づくりや子どもたちの指導の充実に努めています。地域住民が学校の求めに応じて教育活動の支援を行うとともに、子どもたちとのふれ合いの場になっています。
- 協働活動推進員や地域住民の参画により、放課後等における見守り活動、学習・体験活動(かたしな子ども学校)に取り組み、学校に対して様々な協力や支援活動を行っています。(地域学校協働活動)
- 地域の方々とのふれあい活動は、子どもたちの言語活動やコミュニケーション活動の充実に役立っています。
- 学校と地域の連携・協働を図るため、学校運営協議会を設置しています。委員は、校長・地域学校協働活動推進員・小中学校保護代表・学識経験者・村観光協会職員等で構成し、教育委員会が委嘱しています。
- 学校運営協議会では、学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について熟議して意見を述べたりしています。

○取組の方向

- 地域住民や保護者と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- これまでの既存の学校支援組織等を活かしながら、学校と地域がパートナーとして一緒に片品村の教育を考え協議する体制を整備し、連携・協働による取組を進めていけるようにします。(学校運営協議会制度)

○事業の概要

- 学校運営協議会制度の導入
学校と保護者、地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む『学校運営協議会』を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- 地域学校協働活動の充実
これまでの学校支援センターの機能を基盤としながら、幅広い地域住民等の参画を得て地域学校協働活動を推進するとともに、県主催の研修会等への参加促進と、村内における情報交換の場をつくります。

第3「豊かな心」を育てる

第3-(1) 豊かな人間性を養う

取組 8 道徳教育を推進する

○現状と課題

- 新学習指導要領では道徳の時間を「特別の教科道徳」として位置付け、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度より全面実施されています。
 - ①他者、社会、自然とかかわる中で、ともに生きる自分への自信を持たせる。
 - ②基本的な生活習慣の確立と、社会生活を送る上での最低限の規範意識を身に付ける。
- 学校では、道徳教育の全体計画を作成し道徳教育を推進しています。また、地域の教育力を活用した道徳教育活動を実践しています。

○取組の方向

- 学校では、道徳教育の計画づくりや授業研究会などにより、指導内容や指導方法の改善・向上を図ります。
- 社会教育では、家庭教育と関連させ、道徳教育に関しての大人の理解を深めるようにしていきます。

○事業の概要

- 学校での道徳教育の充実
道徳教育の全体計画を作成するとともに、校内での授業研究会や各種研修会へ教職員が参加、また地域素材の活用など、道徳の指導の工夫と向上に努めます。

第3「豊かな心」を育てる

第3-(1) 豊かな人間性を養う

取組 9 人権教育を推進する

○現状と課題

- 学校では、人権週間を設定して講話を聞いたり意見作文を書くなど、集中的な指導に取り組んでいます。道徳教育や各教科等の授業改善においての手立てや道徳教育の小中連携について協議・検討していきます。
- 社会教育では、片品村人権講演会を役場他部局や関連団体と連携し実施しています。また、県教委(利根教育事務所)主催の人権教育指導者研修会等へのPTAの参加などを通じた啓発活動を推進しています。
- 片品村人権教育推進方針の具現化や群馬県の「14人権重要課題」に対する取組が充実するよう、研究を深めながら学校教育と社会教育で連携した実践を継続していきます。
- 人権教育の取組を、村のWebページや広報、生涯学習・人権教育だより等で定期的に情報提供を行い、地域全体で人権意識を養い、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切に人権教育の充実が図れるよう努めていきます。

○取組の方向

- 豊かな心の育成を目指し、学校教育と社会教育との連携を図りながら基本的人権を尊重する教育を推進します。
- 学校では、道徳の時間や各教科及び行事等において人権教育を推進します。
- 社会教育では、関係団体等と連携・協力した人権教育を推進します。

○事業の概要

- 学校での人権教育の推進
人権週間等における人権標語や作文を通して、子どもたちの人権意識の向上を図ります。
- 社会教育での啓発活動の充実
人権擁護委員や北毛地域人権啓発ネットワーク協議会及び役場他部局と連携し、人権講演会を開催します。また、県教委主催の研修会等への参加促進を図ります。

第3「豊かな心」を育てる

第3-(2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む

取組10 家庭教育を支援する

○現状と課題

- 令和7年度の全国学力学習状況調査で明らかになった「家にある本の冊数」と学力の相関は家庭環境の重要性を示しています。規則正しい生活習慣の確立、家庭学習の習慣化、読書習慣の育成、学校と連携などの取組が大切です。
- 学校では、保護者と連携し子どもたちの望ましい生活習慣や学習習慣の向上に向け保護者会や研修会等の取組をしています。
- 子育て世代包括支援センターでは、子育て支援として「おかあさんみんな集まれ」や、「ベイビーサロン」等の取組をしています。
- 教育委員会では、保護者が集まる機会を活用した子育て講座を実施しています。
- 家庭の教育力向上を図るため、保育所・学校・教育委員会・子育て世代包括支援センター等における保護者向けの取組を連携させていく必要があります。

○取組の方向

- 子どもたちの望ましい生活習慣・学習習慣・豊かな人間性の育成のため、学校や各組織で行う取組を連携させ、保護者の教育力の向上を推進します。
- 子育てに関する保護者向けの学習機会を提供するとともに、多くの地域住民に家庭教育の大切さを啓発していきます。

○事業の概要

- PTA活動の充実
学校の活動への協力や研修会の開催および参加を通して、学校と連携した家庭教育の向上を図ります。
- 保護者や地域住民の学習機会の充実
子育て世代包括支援センターや保育所・学校等と協力し、子育て講座やその他の研修会への参加を促進します。

第3「豊かな心」を育てる

第3-(2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む

取組11 豊かな体験活動の充実を図る

○現状と課題

- 子どもどうしの外での遊び、家の手伝いとしての農作業などが少なくなり、自然や農業に関する体験が少なくなっています。
子どもたちは休日等に子どもだけで家で過ごす時間が多くなり、テレビを見たりゲームなどで遊ぶことが増えています。
- 学校では、片品の自然を活かした体験活動や、地域の方々の協力のもとに様々な体験活動が実施されています。
特に中学校では、3日間の職業体験活動も実施しています。
- 社会教育関係団体(子ども会育成会・スポーツ少年団等)や各種団体により子ども向けの様々な体験活動が実施されています。組織編成及び内容の検討が課題として挙げられます。
- 教育委員会主催による体験活動も実施されています。
- 小学校では、6年生を対象にした「海と山の交歓会」を、昭和41年度から千葉県銚子市の明神小学校と行っています。
コロナ終息後の令和5年度(第58回)から、5年生の冬季に片品村で受け入れ、6年生の夏季に銚子市で交流を図っている。
- 中学校では3年生を対象とした海外派遣事業を令和元年度から実施しています。

○取組の方向

- 地域の自然や地域の教育力を活かし、子どもたちが様々な生活体験・自然体験・農業体験等を行える場をつくります。
- 地域の各団体や企業、また個人の活動の情報を収集し、家庭や地域と連携し、子どもたちの豊かな体験を通して、自己肯定感や社会性、規範意識を育成する取組を支援します。

○事業の概要

- 学校での体験的な活動の充実
地域の教育力を生かして、尾瀬ネイチャーラーニングや総合的な学習の時間等における各種体験活動を充実させます。
- 社会教育での体験教室等の充実
社会教育関係団体や役場他部局等と連携し、地域の大人と子どもたちのふれ合いを大切にした自然・伝統文化等の体験活動の場をつくります。

第4「健やかな体」をつくる

第4-(1) 健康な体をつくる

取組12 健康・体力づくりを推進する

○現状と課題

- 児童生徒数の減少に伴い、スポーツ少年団活動の縮小化や、中学校の部活動種目が減少してきています。
- 片品村体育協会各団体やスポーツ推進委員会を中心に地域ぐるみでスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでいます。

○取組の方向

- 児童生徒の健康教育の充実を図ります。
- スポーツ少年団活動を支援します。
- 中学生の部活動を支援するとともに地域移行・地域連携を進めます。
- 運動する機会や場所を提供し、活発な活動を支援します。

○事業の概要

- 健康管理負担事業
健康診断を実施し児童生徒の健康管理に努め、健康・体力の向上を図ります。
- スポーツ少年団育成委託事業
大会や指導者育成を充実させ、スポーツ少年団活動を支援します。
- 中学生部活動支援事業
施設の充実を図り、学校の求めに応じて外部指導者の派遣を行い、中学生の部活動を支援します。
- 全国大会レベルの選手育成を図ります。
- 小中学生運動連携事業
片品村体育協会各団体やスポーツ推進委員・地域の方々と協力し、夕方～夜に体育館等で実施できる競技講習や大会を開催し運動推進を促します。

第4「健やかな体」をつくる

第4-(1) 健康な体をつくる

取組13 地域の特長を活かした食育を推進する

○現状と課題

- 子育ての基礎となる知育・徳育及び体育の調和がとれた食育を推進しています。
- 令和7年度のアンケートでは、「必ず朝食を食べる」と回答した児童・生徒の割合は82.2%で、令和2年度の前回アンケートより7.3ポイントダウンしました。
- 安心・安全な学校給食の提供に加え、学校・家庭・地域が連携し「食育」・「食農」教育に取り組んでいくことが課題です。
- 学校給食では、郷土を理解するために片品産の食材を利用し、食文化継承のために「片品の日」を実施しています。

○取組の方向

- 健康な身体をつくる基本である「早寝・早起き・朝ごはん」を推進します。
- 安心・安全な学校給食を提供します。
- 学校・家庭・地域で連携して食育を推進します。
- 農業体験などの体験学習と併せて「食育」・「食農」を推進します。

○事業の概要

- 「片品の日」
片品の伝統食や行事食を給食に取り入れ、昔から受け継がれてきた健康への思いや郷土を理解する機会を提供します。
- 保健福祉課が進めている「片品村食育推進計画」を共同で推進していきます。

第4「健やかな体」をつくる

第4-(2) スポーツを振興する

取組14 スポーツへの関心を高め活動を推進する

○現状と課題

- 体育協会、スポーツ推進委員会を中心としてスポーツ振興に取り組んでいます。
- 体育協会の各部による各種大会・教室・講演会等が自主的に運営されています。
- 人口減少等に伴い、各種区対抗行事が撤廃されていますが、村民が自主的に参加し交流を図りながらスポーツをするイベントを年に4回行っています。
子どもから高齢者まで多くの村民が楽しめるイベントもありますが、参加制限のあるイベントもあるので、幅広い世代に楽しんでもらえるイベントを企画検討していくことが課題となっています。
- 子どもから高齢者まで多くの村民が楽しめる生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの向上を支援することが必要です。

○取組の方向

- 体育協会やスポーツ推進委員会と連携し生涯スポーツを推進します。
- 競技力向上のための支援体制の充実を図ります。
- イベント内容を見直しながら、多くの村民が年齢問わず参加でき交流できるイベントを推進します。

○事業の概要

- 生涯スポーツの推進
体育協会の運営を支援します。
スポーツ推進委員が中心となりニュースポーツ等の振興を推進します。
- 競技スポーツの支援
社会体育の発展に貢献した体育関係者及び優秀な成績を収めた選手を表彰します。
全国大会等への出場選手の支援を実施します。

第4「健やかな体」をつくる

第4-(2) スポーツを振興する

取組15 公共体育施設の有効利用を図る

○現状と課題

- 公共体育施設を利用して、各種スポーツ大会・教室・講習会等を開催しています。
- 公共体育施設は、村内の旅館・民宿等の宿泊者のスポーツ合宿等にも貸し出しを行っていますが、利用後の清掃等が不十分な場合もあります。
- 公共体育施設の計画的な維持管理が必要です。

○取組の方向

- 施設の有効利用を図ります。
- 施設利用時のマナーアップを図ります。
- 施設の計画的な維持管理を実施します。

○事業の概要

- 施設の有効利用の推進
学校行事・村行事・地区行事等との調整を図りながら施設の有効利用を促進します。
- マナーアップの推進
利用前の施設点検・利用後の清掃の徹底等のマナーアップを図ります。

第5「ふるさと片品を愛する心」を育てる

取組16 地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する

○現状と課題

- 地域の伝統文化や伝統行事を大切にしながら、保存継承に努めています。
- 平成26年度に改訂した「片品村誌」の有効活用を図ります。

○取組の方向

- 「片品村誌」の解説講座を開催し、伝統文化の保存継承に努めます。
- 片品村の地域資源や伝統文化を再認識し、保護と活用に努めます。
- 文化財の活用につながるよう、文化財の保護、文化財指定、調査研究等を進めるよう努めます。

○事業の概要

- 「片品村誌」解説講座の開催
村誌の執筆者や編纂に携わっていただいた方々に協力していただき、講座を開催し、伝統文化の保存継承に努めます。
- 「片品村文化財めぐり」活用事業
文化財パンフレット(四街道)を活用した公民館講座を実施し、近隣市町村民との交流を図り、文化財の再認識と有効な活用に努めます。

第5「ふるさと片品を愛する心」を育てる

取組17 豊かな自然を活かした環境教育を推進する

○現状と課題

- 現在は様々な環境問題が生じており、環境教育が重要になってきています。
- 片品村では、尾瀬を始めとする豊かな自然環境に恵まれている立地条件を活用して村内の小中学生を対象にした環境教育に取り組んでいます。
- 群馬県では、自然を守ることの大切さや環境問題に気付かせるため、県内の小中学生を対象にした「尾瀬ネイチャーラーニング」に取り組んでいて、多数の児童生徒が尾瀬を訪れています。
- 県立尾瀬高校では、「自然との共生」を図ることのできる人づくりを目指して自然環境科を設け、自然を知り環境を保護する実践的な能力を育成しています。

○取組の方向

- 自然環境資源を活用した環境教育を推進します。
- 県立尾瀬高校などの関係団体と連携した環境教育を推進します。
- 地域や団体の自主的な取組を支援します。

○事業の概要

- 尾瀬ネイチャーラーニング支援事業
村内の小中学校の「尾瀬ネイチャーラーニング」を支援し環境教育を推進します。
- 子ども向け自然体験事業
小学生を対象とした「小学生体験学習」の実施や、中学生を対象とした県立尾瀬高校自然環境科との「自然観察会」をおこない、自然の中での環境教育を推進します。

取組18 子どもたちの居場所づくりの充実を図る

○現状と課題

- 片品村は観光地また農産地であるため、土曜・日曜に関係なく働く保護者が多いという実態があります。このため、放課後や休日に、子どもたちが安全に生活できる体制を考える必要があります。
- 放課後や夏休み等における子どもたちの安全な居場所づくりの充実を図るため、平成22年度より「かたしな子ども学校事業」(放課後子ども教室)に取り組んでいます。平成28年度に村内の小学校4校が統合されましたが、統合後も引き続き実施しています。
- 「かたしな子ども学校」は、平成29年度から、共働き家庭の子どもたちの生活の場である「尾瀬放課後児童クラブ」と一体的に実施しています。

○取組の方向

- 子どもたちが下校するまでの放課後の時間や、保護者の迎えを待つ時間、また夏季休業中における保護者が働いている時間などに、安心・安全に遊んだり学習したりできる居場所づくりの充実を図ります。
- 地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、子どもたちにとって豊かな学びとなるよう、地域住民との交流及び体験活動を充実させます。

○事業の概要

- かたしな子ども学校事業(平成22年度より開始)
子どもたちの放課後や夏季休業中の安心・安全な居場所づくりとして、「協働活動推進員」及び地域住民による体験活動を実施します。
- 放課後児童クラブとの一体型実施の推進
放課後児童クラブと連携し、協力して活動プログラムを企画・運営したり情報共有したりして、子どもたちの多様な活動を支援します。
- 情報交換と研修
運営に関する協議や情報交換を行うため、関係者による会議を定期的に行います。また、協働活動推進員の情報交換の場や研修の機会をつくります。

取組19 文化・芸術活動を推進する

○現状と課題

- 文化協会による各種教室の開催や総合産業文化展を開催し、文化・芸術の振興に努めています。
- 片品村文化センターを活用し、学習グループ等の成果を発表し合う場をつくるとともに、優れた芸術(音楽・映画等)に触れる機会をつくっています。
- 子どもたちがすぐれた芸術に触れたり、実際に活動したりできるように、学校や外部の芸術家等と連携した演奏会などを実施しています。

○取組の方向

- 文化協会の活動を支援するとともに、学習成果の発表機会を提供したり、学習成果を活かしての子どもたちとのふれ合い活動の場をつくったりしていきます。
- 文化センターの有効な利活用を図り、子どもたちや地域住民が、すぐれた文化・芸術に接する機会を提供します。
- 村内の学校や各種団体と連携し、発表会や鑑賞会などを実施します。

○事業の概要

- 文化協会支援事業
文化協会に補助金を交付し活動を支援します。
- 片品村総合産業文化展開催事業
11月上旬に文化展を開催し、文化・芸術活動の推進を図ります。
- 文化センター活用事業
映画会などの文化・芸術活動を行います。

取組20 生涯学習を推進する

○現状と課題

- 片品村では、社会教育関係団体(文化協会・体育協会・女性会・子ども会育成会等)の活動が、長年にわたり行われています。
- いつでも、どこでも、誰でもが学べる環境づくりを推進するため、住民の学習ニーズを把握し、また、各種団体や県・他市町村と連携して、学習機会の情報を提供する必要があります。

○取組の方向

- 住民の学びのニーズを把握し、必要な講座等の開催に努めます。
- 社会教育関係団体や学習グループの活動が活性化されるよう支援するとともに、「学びたい人」への情報提供を推進します。

○事業の概要

- 公民館講座開催事業
- 「学び」に関する情報提供
「広報かたしな」への記事の掲載、村ホームページの活用などを通して、広く村内に県や他市町村等の学習情報を積極的に提供します。
また、近隣市町村との交流を図る為、各種講座の周知に努めます。

第2次片品村教育振興基本計画〔後期〕

令和8年3月 発行

発行 片品村

編集 片品村教育委員会事務局

TEL 0278-58-2144

FAX 0278-58-4611
